

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 前田建設工業株式会社  
(2) 代表者氏名 代表取締役社長 前田 操治  
(3) 住 所 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

### 2 指名停止措置期間

令和8年6月22日から令和8年7月21日まで（1カ月間）

### 3 事案の概要

熊本県八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、当該業者の使用人が、八代市議らに対し、贈賄行為を行った。（同市議らは、令和8年5月7日あっせん収賄の疑いで逮捕された。）

なお、同使用人の贈賄行為については、公訴時効（3年）が成立している。）

### 4 指名停止措置理由

山陽小野田市水道局水道工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領による。

〈指名停止等措置要領別表1〉

措 置 要 件	期 間
26 (不正又は不誠実な行為) 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先

山陽小野田市水道局総務課 TEL0836-83-4111 FAX0836-83-4597